

## 川崎市若者就労・生活自立支援事業プロポーザル募集要項

### 1 委託内容

川崎市若者就労・生活自立支援事業実施要綱（別添1）、川崎市若者就労・生活自立支援事業業務委託仕様書（案）（別添2）に基づく、川崎市若者就労・生活自立支援事業業務の実施

### 2 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。ただし、令和3年4月1日から6月30日までは、生活保護受給世帯若者就労自立支援事業における支援対象者の引継ぎ等に係る期間とし、生活困窮者及び30代の生活保護受給者に対する支援は、令和3年7月1日から開始するものとします。

### 3 担当局室

健康福祉局 生活保護・自立支援室

### 4 実施場所

川崎市内

### 5 受託事業者契約方法

企画提案方式による特命随意契約

### 6 提案資格

(1) 本運營業務委託の事業者募集に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たすものとします。

ア 川崎市の入札契約における暴力団排除措置要綱に定める規定に抵触する法人ではないこと

イ 法人格を有する団体であること

(2) 本運營業務委託の事業者募集の応募は共同企業体も応募できるものとします。なお、共同企業体で応募を行う場合には、上記(1)を満たす団体で構成すること。

### 7 事業規模概算額

57,331千円（税込）

## 8 契約までのスケジュール

1月 8日 (金)		公募告知・質問受付
1月15日 (金)	正午	質問締切
1月22日 (金)	正午	参加意向申出書等締切
1月29日 (金)	正午	企画提案書等提出締切
2月12日 (金)	午前	受託法人選考委員会開催
2月下旬～3月上旬		選考結果通知
4月 1日 (木)		契約予定日

## 9 選考方法

- (1) 提出された書類をもとに委託法人選考委員会を行い、その選考委員の採点の最高得点事業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員の合計点で決定します。
- (2) 上記において同点の場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。
- (3) 上記においてなお決しない場合は、選考委員の審議により受託予定者を決定します。
- (4) 提案事業者が1者の場合は、基準点（総合計点の60%）を満たしたとき、受託予定者とします。
- (5) 審査結果は、書面で通知します。

## 10 提案内容

次の内容について、仕様書（案）をもとに提案をしてください。なお、提案内容については選考後、生活保護・自立支援室と協議のうえ、仕様書に反映するものとし、運営業務の中で実施していただきます。

- (1) 社会的ひきこもり状態にある若者の現状と本事業の役割認識について【10点】
- (2) 事業内容について【60点】
  - ア 居場所の開設及び運営について（10点）
  - イ 居場所への通所支援、居場所での生活支援について（10点）
  - ウ 就労支援について（10点）
  - エ 定着支援について（10点）
  - オ 面談及び訪問による支援について（10点）
  - カ 地域における様々な主体による連携及び支援体制の構築について（10点）
- (3) 事業執行体制について【15点】
  - ア 適正配置されるよう職員を確保するとともに、人数、資格、経験、能力及び雇用形態等を示すこと（5点）
  - イ 仕様書（案）で定める年間80人の支援対象者の受け入れ体制について（5点）
  - ウ 生活保護・自立支援室、福祉事務所、川崎市生活自立・仕事相談センター及びひきこもり地域支援センターとの連携体制を示すこと（5点）

(4) その他【15点】

ア 法人概要及び自治体の就労支援事業の受託実績（3年以内）を示すこと（5点）

イ 安全管理について

危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、個人情報に関する管理手法、事案発生時の責任所在について示すこと。また、事業者のコンプライアンスについての考え方と取組を示し、過去3年間に違反の事実があった場合には、その詳細と対策を示すこと。（5点）

ウ 受託事業の見積もりを示すこと（5点）

その際には、本事業で雇用する者の人件費について示すとともに、執行体制とのバランスを考慮すること。

1.1 提案内容の評価基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗ずるものとする。

1.2 応募手続き・提出締切日

(1) 参加意向申出書等の提出（提出締切日：令和3年1月22日（金） 正午）

本委託業務の受託を希望する者は、次の書類を作成のうえ、提出してください。

ア 参加意向申出書（別紙1）

イ 申立書（別紙2）

ウ 誓約書（別紙3）

(2) 企画提案書等の提出（提出締切日：令和3年1月29日（金） 正午）

本委託業務の受託を希望する者は、次の応募書類を作成のうえ、各正本1部（A4版、横書き、左綴じ）、副本6部（複写可）を提出してください。

ア 企画提案書（自由形式）

\*企画提案書は、「1.0 提案内容」の順に沿った形で全て記載してください。

イ 概算見積書（自由形式）

ウ 定款または寄付行為等（自由形式）

エ 事業者の概要、およびパンフレット（自由形式）

オ 役員名簿（自由形式）

(3) 留意事項

ア 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

イ 応募者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。

- (ア) 「6 提案資格」を満たさないこととなったとき
- (イ) 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (ウ) 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。

エ 応募に要する費用は提案者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、委託法人選考委員会後返却します。受託予定者に特定された場合は、契約時に必要となりますので、そのまま保管ください。

また、その他の提出書類については、理由のいかなる場合も返却しません。

カ 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙4）を提出してください。

キ 本事業の契約には契約書の作成を要します。

### 1 3 提出の期限、場所及び方法

提出締切日は「1 2 応募手続き・提出締切日」（1）および（2）の通りとなります。期日に遅れないよう御注意ください。

なお、「1 5 提出場所・照会窓口」に定める生活保護・自立支援室執務室に直接提出してください。郵送での提出は認めません。

### 1 4 質問の受付

- （1）受付期間は「8 契約までのスケジュール」に定める通りとします。
- （2）質問方法は、質問書（別紙5）を「1 5 提出場所・照会窓口」に定める担当者にメールで行うものとします。
- （3）回答方法は、川崎市ホームページで行うものとします。

### 1 5 提出場所・照会窓口

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル13階

電話 044-200-3571

FAX 044-200-3929

E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp

担当 宍戸・小宮山

### 1 6 その他

- （1）その他、本要項に定めのない事項については、川崎市と協議するものとします。
- （2）委託契約書及び契約に係る仕様書については、業者選定後、別途定めます。
- （3）事業報告などにより履行期間中の業務の実施状況が適正と認められる場合は、双方の合

意により、委託契約を1年間更新できるものとします。なお、更新回数は最大で4回までとします。

- (4) 受託予定者決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における本事業に係る予算の議決を要します。